太良町地域おこし協力隊募集要項

「DIY からはじめるみんなの拠点づくり！

空き家・移住をもっと身近にする仕事」

太良町には、移住を希望する人がいる一方で、「住まいが確保できない」「空き家の情報が集まらない」という課題があります。空き家は増えているのに、所有者との接点づくりや物件情報の把握が十分ではなく、空き家バンクを活かしきれていない現状もあります。

この状況を変えるため、太良町では役場の近くに、役場よりも気軽に立ち寄れる「移住・空き家を中心にした地域交流拠点」を整備します。ふらっと寄って話せる場所ができると、空き家の相談も移住の相談も“最初の一歩”が踏み出しやすくなり、地域住民と移住者の接点も増えていきます。

協力隊の主な役割は、拠点を核にした関係づくり、拠点整備、運営、情報発信です。DIY で少しずつ拠点を整え、その様子を発信しながら仲間を増やし、相談が集まる流れをつくっていきます。空き家バンクの案内は行いますが、契約や専門判断は担当課・専門家へ引き継ぎで OK。地域の方と一緒に、無理なく前に進める体制を整えます。副業可、公用車利用可、着任時は仮住まい住宅を準備。拠点が育つほど、太良町の魅力も伝わり、移住のハードルも下がっていく―その入口を一緒につくりませんか。

佐賀県太良町はこんなところ

佐賀県太良町は、佐賀県の南西部に位置し、長崎県との県境に接する自然豊かな町です。東側に広がる有明海を望み、西側には日本最古の修験道が存在する霊峰・多良岳がそびえ、豊かな自然に囲まれています。また、「竹崎カニ」や「竹崎カキ」に代表される豊かな海の幸、山の幸に恵まれ、地域の伝統行事など「ここでしか体験できない特別な魅力」が詰まっています。温かい町の人々とのふれあいや、のんびりとした空気感の中で新しい挑戦をしたい方にぜひおすすめしたい環境です。

募集の目的

太良町では空き家が増加する一方で、所有者との接点づくりや物件情報の把握が十分ではなく、空き家バンクを活かしきれていない状況があります。また、移住希望者は一定数いるものの、住まいの確保が難しいこと、移住希望者への情報発信や地域住民と移住者の接点が少ないことが課題となっています。

そこで、役場よりも気軽に立ち寄れる「移住・空き家を中心とした地域交流拠点」を役場近くに整備し、拠点を起点に空き家・移住情報の発信と収集を進めるとともに、地域住民と移住者の新たな交流機会を生み出します。この取組を推進する地域おこし協力隊を募集します。

活動内容（業務内容）

本募集における主な業務は、拠点を核にした「関係づくり」「拠点整備」「拠点運営」「情報発信」です。空き家相談は“入口”の対応を行い、専門判断や契約等は担当課・専門家へ引き継ぎます。具体的には以下のような業務を想定しています。

（1）地域との関係づくり（必須）
- ・町内でのあいさつ回り
- ・地域行事・集まりへの参加
- ・地域住民との接点づくり、協力者（仲間）づくり

（2）拠点の整備（1 年目～：準備期間）
- ・拠点の清掃、片付け、簡単な修繕等を DIY で少しずつ実施
- ・DIY 作業を「参加型イベント」として企画し、仲間を増やしながら整備
- ・必要に応じて、活動経費の範囲内で DIY 講師を招きワークショップなどを開催
- ・進捗に応じて、プレイベント・プレ相談窓口の実施

（3）情報発信（必須）
- ・拠点整備の進捗、イベント告知・レポート等の SNS 発信（Facebook／Instagram 等）
- ・空き家所有者向けの周知（SNS、チラシ等）
- ・移住希望者向けの情報発信（SNS 等）

※無理なく継続できる運用を、担当職員と相談しながら行います。

（4）拠点活用（2 年目以降～：メイン業務）
- ・交流拠点の運営（地域住民・移住希望者・移住者が立ち寄れる場づくり）
- ・出張空き家相談窓口の開設（例：週 2 回 10:00～15:00 ※調整あり）
- ・イベント企画・運営（目安：四半期に 1 回程度）
- ・例：フリーマーケット、音楽会、カラオケ、DIY 体験会 等

（5）空き家・移住分野の学び（研修等）
- ・空き家に関する研修会・勉強会への参加
- ・役場に入ってくる移住・空き家相談業務のサポートを通じた学び（空き家バンク含む）

※あくまで学びの位置づけであり、主業務は拠点づくり・関係づくり・発信です。

（6）定例業務

・定例ミーティングへの参加
・活動報告書作成
・報告会等への参加

１日の流れのイメージ

8:30	業務開始
8:30～12:00	担当職員さんとその日の打合せ デスクワーク （事務作業・空き家の勉強・メールチェック・回覧チェック等）
12:00～13:00	昼休憩
13:00～16:00	拠点整備（DIY、掃除、情報発信、情報取集等）
16:00～16:30	デスクワーク（日報の作成提出等）
16:30	業務終了

※基本的に残業はなし、超過勤務になった場合は振替
※基本的に土日出勤はないが、イベントなどで勤務になった場合は振替

１週間の流れ（イメージ）

	1年目	2年目
月	担当職員と打ち合わせ・事務作業	担当職員と打ち合わせ・事務作業
火	拠点整備・あいさつまわり	空き家相談窓口
水	拠点整備・運営	イベント企画・準備
木	拠点整備・情報発信	空き家相談窓口
金	拠点整備・企画準備	イベント実施・拠点整備
土日	休み（出勤の場合、平日振替）	休み（出勤の場合、平日振替）

３年間とその後のイメージ

１年目 （R9）	地域になれること、拠点の整備 ※進捗状況によって出張空き家移住相談窓口やイベント企画も試してみる
２年目 （R10）	本格的に拠点としての活用 交流拠点（地域の人と移住者の交流、ちょっとコーヒーが飲めたり）として運営 ・出張空き家相談窓口：週 2 回 10 時～15 時（仮） ・イベント企画（フリマ、カラオケ、音楽等）：四半期に 1 回程度　等
３年目 （R11）	拠点としての活用・定住準備 ・引き続き交流拠点の運営 ・拠点の継続方法の模索 ・宅建取得のための勉強も一部 OK
退任後のキャリアイメージ	3 年間の活動を通して、空き家や不動産に関する知識、DIY の技術、地域との関係づくりなど、地域で仕事をつくるための実践的な経験を身につけることができます。 ＜3 年間で身につくスキル・経験＞ ・不動産・空き家に関する知識 ・空き家の活用・管理に関するノウハウ ・DIY・ものづくりの技術 ・イベントの企画・運営経験 ・情報発信・SNS 運用の経験 ・太良町での人脈・地域とのつながり 太良町で築いた人とのつながりや、活動の中で見つけた「自身がやってみたいこと」を、退任後の仕事や暮らしにつなげていくことができます。 ＜起業という選択肢＞ 例えば ・宅建取得を目指し、将来的に不動産業を開業 ・活動を通して見つけた空き家を活用し、民泊・ゲストハウスを開業 ・拠点運営からみつけた地域の課題や人とのつながりを活かし、NPO 法人・一般社団法人などを設立 ・3 年間の活動の中で新しい仕事の種を見つけ、自分で仕事をつくる ※3 年目は、活動状況や本人の希望に応じて、起業に向けた準備や宅建取得に向けた勉強などにも取り組むことができます。 ＜就職という選択肢＞ 例えば ・太良町役場で働く：正規職員（30 歳まで）・会計年度任用職員など ・活動を通して出会った地域の事業者（介護・旅館など）や住民とのつながりから、一般公開されていない隠れ求人が出てくることも！ この 3 年間は、ただ空き家を管理したり、DIY するだけではありません。拠点を通して、町民だけでなく、地域の事業者や移住希望者といった町外の人とも出会うことがあります。自分らしい「次の一歩」を見つけることができるのではないでしょうか。自分らしい「次の一歩」を見つけられるよう応援します！

応募資格・求める人物像

（１）応募資格

🌙自動車免許
・業務で自動車を使用するため、普通自動車運転免許が必要です。
AT 限定で問題ありません。

🌙地域要件
・地域おこし協力隊の制度上、現在お住まいの地域について、国が定める地域要件を満たしていることが必要です。地域要件とは、都市地域等から地域おこし協力隊として活動する地域へ住民票を移し、生活の拠点を移すことを前提とした要件です。対象となる地域や転出元の条件などが定められているため、応募前にご自身が要件を満たしているかをご確認ください。

🌙地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

（２）必須スキル

🍊DIY に挑戦したい！
🍊何事にもチャレンジするのが好き
🍊移住や空き家に興味がある
🍊地域の人とも移住者とも仲良くなりたい！
🍊最低限の PC スキル（ワード、エクセル）

（３）歓迎スキル　※どれか一つでも当てはまればぜひ！

🦀DIY 関係の YouTube を見続けちゃう…
🦀間取りや物件情報を見るとワクワクする！
🦀同じ釜の飯を食べると仲良くなれちゃうタイプ
🦀人に喜んでもらうのが好き！
🦀なぜかおばあちゃん、おじいちゃんに好かれやすい
🦀建築関係の経験
🦀イベントの企画運営経験
🦀ＳＮＳでの情報発信経験

勤務条件・待遇

募集人数	1 名
勤務地	太良町役場　企画政策課　企画政策係
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分（休暇：正午～午後 1 時）　週 5 日（月～金）勤務。イベント等で週休日に勤務した場合は振替あり
雇用形態	太良町の会計年度任用職員（パートタイム）
月額報酬	290,000 円（定期昇給なし）
労働災害	労働保険法又は市町村非常勤職員の公務災害補償が適用されます。
社会保険等	社会保険（健康保険）が適用されます。
雇用保険	雇用保険が適用されます。
通勤手当	距離に応じて費用弁償あり
年次休暇	勤務日数に応じた年次有給休暇を付与（採用 1 年目は 10 日付与）
服務・人事評価	常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに人事評価制度、懲戒処分の対象となります。

※その他補足事項

・役場内に専用の事務机・貸与パソコンを準備します。（町セキュリティーポリシーに従い使用）
・活動用の公用車を使用可能です。（活動目的外の使用は不可）
・DIY に必要な資材・工具・撮影機材等は活動補助金でお支払い可能（購入支援あり）
・任用期間中の家賃は活動補助金で負担（自己負担なし）
・任期 2 年目から任期終了 3 年以内に町内で起業・拠点運営を継続する場合、最大 100 万円の補助金を受給可能
・任期は、令和 9 年 4 月 1 日（予定日）から令和 10 年 3 月 31 日までとしますが、最長で着任から 3 年を限度に再任することができます。
・任用開始日は調整できる場合がありますので、応募申込時にご相談ください。
・なお、町が地域おこし協力隊員（以下「隊員」を言います）としてふさわしくないと判断したときには、任期途中であってもその職を免ずる場合があります。
・勤務条件は、募集日現在の条例及び規則等に基づく内容ですので、条例改正等により変更となる場合があります。

応募申込方法

（１）提出方法

下記のいずれかの方法にてご応募ください。

① 専用フォーム：https://logoform.jp/form/TyPb/1892994

② 郵送：下記住所宛に送付

③ 持参：下記住所まで直接お持ち込み

（２）受付期間

令和８年11月13日（金） ～ 令和９年１月４日（月） 必着

・郵送・持参の場合：令和９年１月４日（月）17：15まで

・フォームでの回答の場合：令和９年１月４日（月）23：59まで

（３）提出書類

① 太良町地域おこし協力隊応募用紙（専用フォームからの応募であれば不要）

② 住民票謄本の写し

③ 運転免許証の写し

④ 【任意】ＰＲ資料（これまでの活動実績などを示す資料）

※不採用の場合でも、提出いただいた申込書類の返却はいたしません。

（４）郵送・持参による提出先・お問い合わせ先

郵送先：〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良１番地６

太良町役場 企画政策課「太良町地域おこし協力隊募集担当」

TEL：0954-68-0125 E-mail：kikaku@town.tara.lg.jp

選考方法

（１）第１次選考〔書類選考〕

応募申込時にご提出いただいた書類により選考を行います。選考結果は、令和９年１月15日（金）までに、応募申込時のE-mailアドレスにメールで通知します。

（２）第２次選考〔お試し協力隊・面接〕 ２月13日（土）～２月15日（月）

第１次選考合格者を対象に、太良町に対する理解を深めていただくことを目的に、太良町にて現地案内、ワークショップ、太良町役場にて面接を行います。

※ 第２次選考に係る現地までの交通費等は、すべて応募者の負担となります。宿泊費は不要です。

※ 状況により面接日が変更となる場合があります。

※ 選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

着任当初の住宅

太良町内には民間の賃貸住宅はあまり多くありません。そのため、着任の際にスムーズに転入できるように、仮住まいの住宅を準備しています。

仮住まいですので、原則として１年以内に新しい住宅に転居していただきます。なお、転居先の物件探しや引っ越し作業は担当職員が協力します。



外観



玄関



リビングダイニングキッチン



浴室



間取り図

間取り：3LDK
面積：85.65 ㎡

太良町役場まで	徒歩 13 分（950m）
町立太良病院まで	徒歩 2 分（130m）
スーパーまで	徒歩 4 分（300m）
コンビニまで	徒歩 6 分（400m）
ＪＲ多良駅まで	徒歩 6 分（350m）